

第6学年 総合的な学習の時間 学習活動案(1次1時)

授業展開例

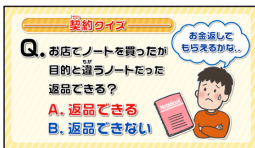

単元名	考えよう 自分たちができること
目標	自らの消費行動が持続可能な社会につながっているか、考える視点をもたせるとともに、「契約」について知り、契約に関わるトラブルを回避する能力を育てる。

小単元名	「契約について考えよう」(1次1時)
ねらい	「契約」の定義とルールについて知り、契約に関わるトラブルを回避する能力を育てる。
評価規準	・「契約」の定義とルールを理解できたか。 ・具体的に「売買契約」を取り上げることで、「契約」への理解を深められたか。

■本時の展開(Google formを活用した事例)

○:児童への指導

評:評価

	主な学習活動	指導上の留意点	教材
課題把握 【5分】	1. 学習内容を予想する。 本時の課題を把握する。	○生活経験の中から、「契約」という言葉で思い付くことを発表させる。 ○「事実」と「考えたこと」を分けて発表させる。	
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p>買い物の体験をもとに、(契約)のルールについて考えよう</p> </div>			
課題追究 【30分】	2. 「契約」の定義とルールについて理解する。 契約クイズに挑戦する。  (2分5秒で止める) DVDでクイズの解説を見る。 ワークシートの()に当てはまる言葉を記入する。 	○「物を買う」「サービスを利用する」ことは契約であることを解説する。 ○私たちの日々の消費行動が契約により成り立っていることに気付かせ、契約が身近なことであることを理解させる。 ○DVDの途中でいったん停止し、Google formで一斉に契約クイズの解答を入力させる。 【契約クイズ】 お店でノートを買ったが、目的と違うノートだった。ノートを返品して、支払ったお金を返してほしい。 A. 返品できる B. 返品できない ○クラス全体でAとBどちらが多かったのか確認する。解答理由について意見交換する。 ○続けてDVDを視聴し、DVDの解説で契約の定義とルールを理解させる。 ・契約とは、法律上の(権利)と(義務)が発生する約束のこと。 ・契約が成立すると、どちらか一方の都合でやめることは(できない)。	1時間目 「契約ってどういうこと？」 (DVD視聴) Google formの指示と確認 契約クイズフリップ① (副教材) ワークシート1-1

	<p>契約クイズに挑戦する。</p>  <p>ワークシートの()に当てはまる言葉を記入する。</p>   <p>番外編弁護士へのインタビュー※</p>	<p>○2つ目の契約クイズをフリップで提示し、Google formで一斉に契約クイズの解答を入力させる。※</p> <p>【契約クイズ】 契約が成立するタイミングで、権利と義務が発生する。では、契約が成立する時点は何番？ ①買う人(消費者)が「このノートをください」と言ったとき ②売る人が「かしこまりました」と言ったとき ③買う人がお金を払ったとき ④売る人がノートを渡したとき ○クラス全体で①から④どれが多かったのか確認する。</p> <p>買う人(消費者)の(申し込み)と、売る人の(承認)によって契約が成立する。</p> <p>続けて、以下の3点について理解させる。</p> <p>○法的な拘束力はいつから発生するか、確認する。 →口頭でも成立し、宅配ピザなど、支払未了でも払わなければならない。</p> <p>○なぜ契約のルールを守る必要があるのか？ →契約の大原則は「成立した契約は守ること」＝法律で、買う人売る人両方の権利を守るため。</p> <p>○子供の場合、親の同意を得ずに結んだ契約は取り消せる場合がある。これは、子供には情報の適否、契約の要否に関する判断力が十分ではないために認められた制度(未成年取消権)である。困った時は周りの大人や消費生活センターに相談する。</p>	<p>契約クイズフリップ②(副教材) ※DVD番外編には、左記のクイズと解説が収録されています。</p> <p>Google formの指示と確認</p> <p>※左記については、弁護士が番外編で解説しています。</p> <p><u>評「契約」の定義とルールを理解できたか。</u></p>
<p>まとめ 【10分】</p>	<p>3. 日常の行動や成人時の注意点等についてまとめる。</p> <p>今日の学習で考えたことや、友達の考えを聞いて、自分の考えが深まったり見直したりしたことも記入する。</p>	<p>○日常の消費行動での注意点や、成人した時に気を付けたいことについて考えさせる。</p> <p>「普段の買い物で気を付けることや、大人になったときに気を付けたいことを書きましょう。」</p> <p>「今日の学習で考えたことや学んだこと、感想を書きましょう。」</p>	<p>ワークシート1-1</p> <p><u>評具体的に「売買契約」を取り上げることで、「契約」への理解を深められたか。</u></p> <p>ワークシート1-1</p>

指導者が押さえておきたいポイント



「契約が成立すると強い拘束力が発生し、どちらか一方の都合で解約することができない」のが民法の大原則です。勝手に解約できてしまうと、約束を守ってもらえると期待して準備した相手方に不利益が生じてしまうからです。

ここで注意すべきは、民法が前提にしているのは「契約当事者は対等だ」ということです。しかし、実際には消費者と事業者との間には、情報量や交渉力に大きな格差があります。このため、消費者が契約の要否等を適切に判断できず、契約をしてしまう場合があります。

そこで、消費者の権利を守るために民法の特則(特別法)が定められています。

例)「クーリング・オフ」・「消費者契約法による取消し」など

この内容は、中学校の社会科の公民的分野、技術・家庭の家庭分野や、高等学校の公民科、家庭科で学習します。小学生の段階では、子供の権利を守るための制度として未成年者取消権が認められていることを紹介し、「困った時には周りの大人に相談する」ことを押さえてほしいと思います。

